

**経営の実態に合わせないと大変なことに
～自由自在な機関設計と定款自治～**

新会社法の「機関」とその設計

会社の機関とは...

- 株主総会
- 取締役
- 取締役会
- 監査役
- 監査役会
- 会計監査人
- 三委員会
(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)
- 会計参与

新会社法では、従来の会社法よりも高い自由度で、機関の設計が行なえる。
つまり、会社の実態や今後の業務展開を考えて、最適な期間設計を行えるということ。

新会社法(第326条～第328条)による機関設計の基本ルール...

- すべての会社に株主総会・取締役は必須。
- 公開会社では取締役会は必須。取締役は3名以上。
一方、非公開会社では取締役会の設置は任意。
- 取締役会があれば、監査役・監査役会、または委員会が必須。
ただし、中小会社で非公開会社であれば、会計参与の設置で監査役設置は任意。
- 逆に取締役会がなければ、監査役会または委員会は置けない。
ただし、監査役は設置できる。
- 監査役・監査役会と委員会は両方設置できない。
- 大会社に会計監査人は必須。
- 会計監査人をおく場合には、監査役・監査役会、または委員会の設置が必須。
- 会計参与の設置は任意。

非公開会社の「機関設計」の実際

旧商法下の株式会社の機関設計...

- 株主総会 + 取締役3名以上 + 取締役会 + 監査役1名以上

旧有限会社法下の有限会社の機関設計...

- 社員総会 + 取締役1名以上（監査役設置は任意）

新会社法下の株式会社の機関設計...

【公開会社】

株主総会 + 取締役3名以上 + 取締役会 + 監査役1名以上

【非公開会社】

株主総会 + 取締役1名以上

定款自治のポイント

定款自治の拡大:

定款は、会社の目的・活動・組織・運営などの根本規則を定めたもの。新会社法では定款に記載して、決めることのできる事項が大幅に増加し、会社のルールを会社自身でかなり自由に定めることができるようになった。

これは、定款を自社の経営にあり方に合致することが常識となったということ。つまり、定款が会社のあり方を示すツールになったということと考えられる。新規の取引を行なう時、融資を受ける際に、パンフレットや事業計画と共に定款の提示が求められる時代の到来も十分にありえる。

ビジネス書にみる中小企業の定款自治のポイント = 従来の定款の見直しポイント

- 事業目的(※)
- 公告方法(※)
- 株式譲渡制限(※)
- 株式取得(※)
- 各種機関設置の有無
- 株主総会
- 取締役
- 代表取締役
- 役付取締役
- 取締役会
- 監査役
- 会計参与

※ ミニ講座の別の回で詳細説明予定のテーマ

定款自治のポイントの実際 ①

株主総会：定款に定められるポイント

- 取締役会の権限事項の株主総会への振替
- 定時株主総会の招集時期
- 株主総会の招集を行なう機関(通常は代表取締役)の指定と、事故があった場合の対応
- 株主総会の決議に関する定足数 (一定事項について個別に定めることも可能)

取締役：定款に定められるポイント

- 非公開会社における取締役資格 (株主に限定可能)
- 非公開会社における取締役任期 (最長10年まで可能)
- 株主総会における取締役選任・解任の議決の定足数
- 本来株主総会で決議される取締役の最低責任限度額の決議に取締役会決議への振替
※取締役2名以上+監査役設置会社に限る
- 社外取締役の責任限定契約における責任限度規定の締結
※同規定は社外監査役・会計参与にも適用可

定款自治のポイントの実際 ②

代表取締役：定款に定められるポイント

- 取締役会無設置会社における、代表取締役の選任方法
- 取締役会設置会社における、代表取締役の選任方法
- 取締役会設置会社における、社長の会社の業務の執行

役付取締役：定款に定められるポイント

- 取締役会設置会社における、役付取締役の代表権の有無（取締役会によって定める）
- 取締役会設置会社における、個別の役付取締役の業務執行権の有無（取締役会によって定める）

取締役会：定款に定められるポイント

- 取締役会の有無
 - ※従来の株式会社は取締役会を置くこととなっているので、新会社法施行以前からの定款はみなし処理
- 取締役会招集の特定取締役への限定、または取締役の順番
- 取締役会招集通知時期、及び、緊急時の対応方法
- 取締役会の議長の指定、または取締役間の順番
- 取締役会の決議の定足数の要件別の規定
- 取締役会の決議の書面・電磁的記録の同意によるみなし決議

定款自治のポイントの実際 ③

監査役：定款に定められるポイント

- 監査役の設置の有無と人数
- 非公開会社における監査役の監査権限の会計監査権限への限定
※この場合、監査役設置会社とはみなされなくなる。
- 非公開会社における監査役資格の株主への限定
- 監査役の任期
※最長4年を短縮することはできない。
- 監査役の選任・解任の株主総会における定足数

会計参与：定款に定められるポイント

- 会計参与の設置の有無と人数
- 会計参与の職務内容
※取締役会設置会社における監査役費設置の場合には、特に重要
- 会計参与の任期
※最長10年。
- 会計参与の選任・解任の株主総会における定足数